第86回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（午前９時開場）

開催場所

ヒューリック心斎橋ビル３階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
大阪市中央区南船場４－３－２

決議事項

第１号議案　**定款一部変更の件**
第２号議案　**取締役６名選任の件**
第３号議案　**監査役１名選任の件**
第４号議案　**取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後５時40分まで

株式会社モリタホールディングス
証券コード 6455

MORITA

目　次

第86回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
添付書類
　事業報告 …… 13
　連結計算書類 …… 31
　計算書類 …… 42
　監査報告書 …… 53

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

証券コード6455
2019年５月30日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町三丁目６番１号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役会長兼CEO 中島正博

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2019年６月20日（木曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時	**2019年６月21日（金曜日）午前10時**
2. 場　　所	大阪市中央区南船場４－３－２ヒューリック心斎橋ビル３階 **TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋**
3. 会議の目的事項	報告事項 **1. 第86期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件** **2. 第86期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件** 決議事項 **第１号議案**　定款一部変更の件 **第２号議案**　取締役６名選任の件 **第３号議案**　監査役１名選任の件 **第４号議案**　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
■書面または電磁的方法（インターネット）による議決権行使の方法については、2ページ及び3ページをご覧ください。
■株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス　https://www.morita119.com　モリタホールディングス　検索

以　上

議決権行使方法のご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。５ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合

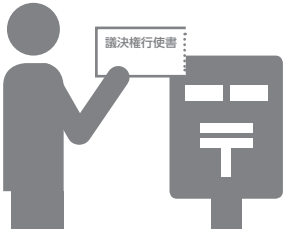


株主総会開催日時　**2019年６月21日（金曜日）午前10時（午前９時開場）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

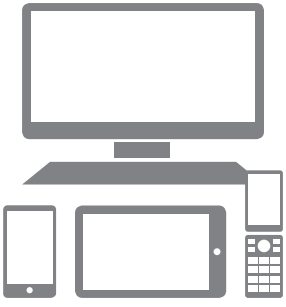
当日ご出席いただけない場合



書面（郵送）によるご行使

行使期限　**2019年６月20日（木曜日）午後５時40分必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによるご行使

行使期限　**2019年６月20日（木曜日）午後５時40分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

▶詳細は次頁をご覧ください。

●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効としてお取り扱いいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話等を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
《議決権行使ウェブサイトURL》　https://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、2019年６月20日（木曜日）午後５時40分まで有効ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先について】

(1) インターネットによる議決権行使に関してパソコン等の操作方法でご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-782-031（受付時間　9：00～17：00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて、必要な体制の強化に努めてまいりました。このたび、執行役員の機能と責任を明確にし、経営のさらなる効率化と透明性の向上を図るため、定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	第６章　執行役員 （執行役員の定員） 第32条　当会社は執行役員12名以内を置く。
（新　　設）	（執行役員の選任） 第33条　執行役員の選任は取締役会の決議によるものとし、分担して執行させる委嘱事項も取締役会の決議で定めるものとする。
（新　　設）	（執行役員の任期） 第34条　執行役員の任期は1年とし、その時期は取締役に準じるものとする。 ２．　取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。
（新　　設）	（役付執行役員） 第35条　取締役会の決議をもって、執行役員中より社長執行役員１名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。
第６章　計　算 第32条～第35条　（条文省略）	第７章　計　算 第36条～第39条　（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役 中島正博、尾形和美、前畠幸広、金岡真一、磯田光男、川西孝雄の６氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	中島 正博（なかじま まさひろ） 再任	代表取締役会長兼CEO	12回/12回（100%）
2	尾形 和美（おがた かずみ） 再任	代表取締役社長	12回/12回（100%）
3	金岡 真一（かなおか しんいち） 再任	取締役	10回/10回（100%）
4	磯田 光男（いそだ みつお） 再任 社外	社外取締役	12回/12回（100%）
5	川西 孝雄（かわにし たかお） 再任 社外	社外取締役	12回/12回（100%）
6	森本 邦夫（もりもと くにお） 新任	常務執行役員	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかじま　まさひろ **中島　正博** (1950年2月3日生) 再　任	1972年３月　当社入社 2003年４月　当社執行役員 2004年６月　当社取締役 2006年６月　当社代表取締役社長 2008年10月　㈱モリタ代表取締役社長 2015年６月　㈱モリタエコノス代表取締役会長(現在) 2015年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長(現在) 2015年６月　㈱モリタ代表取締役会長(現在) 2015年６月　当社代表取締役会長 2016年２月　BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長(現在) 2016年６月　当社代表取締役会長兼CEO(現在) 2017年４月　㈱モリタ環境テック代表取締役会長(現在) 2017年６月　日野自動車㈱社外監査役(現在) **[重要な兼職の状況]** ㈱モリタ代表取締役会長 ㈱モリタ環境テック代表取締役会長 ㈱モリタエコノス代表取締役会長 ㈱モリタテクノス代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車㈱社外監査役	132,800株 取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
消防車輌事業や産業機械事業で要職を歴任し、2004年に取締役に就任後、2006年から2015年まで代表取締役社長、2015年から代表取締役会長を務め、長年経営の中枢を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	おがた　かずみ **尾形　和美** (1960年2月3日生) 再　任	1982年４月　当社入社 2011年４月　㈱モリタ執行役員、営業統括本部　事業統括部長 2013年６月　同社取締役、営業統括本部　事業統括部長 2015年６月　同社代表取締役社長(現在) 2015年６月　当社代表取締役社長(現在) **[重要な兼職の状況]** ㈱モリタ代表取締役社長	16,100株 取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
消防車輌事業で長年にわたり営業部門・生産部門の要職を歴任し、2015年から代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かなおか　しんいち **金岡　真一** (1959年8月21日生) 再　任	1982年４月　当社入社 2007年４月　当社管理サービス本部　経理部長 2010年６月　当社執行役員 2011年10月　当社管理サービス本部長 2017年４月　当社常務執行役員 2018年４月　当社グループコーポレート本部長 2018年６月　当社取締役(現在) 2019年４月　当社経理・情報管理本部長(現在)	11,300株 取締役会への出席状況 10回/10回 (100%)

【取締役候補者とした理由】
経理業務に長年にわたり従事し、2010年に執行役員に就任後、管理部門を統括する要職に就き、当社における豊富な業務経験と企業経営に必要な幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	いそだ　みつお **磯田　光男** (1970年１月７日生) 再　任 社　外	1995年４月　弁護士登録(大阪弁護士会) 1995年４月　三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所 2001年６月　ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了 2001年８月　ピルズベリー・ウィンスロップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修 2002年２月　ニューヨーク州弁護士登録(当時) 2002年７月　弁護士法人三宅法律事務所パートナー(現在) 2014年６月　㈱長谷工コーポレーション社外監査役(現在) 2016年６月　当社取締役(現在) **[重要な兼職の状況]** 弁護士法人三宅法律事務所パートナー ㈱長谷工コーポレーション社外監査役	1,000株 取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由】
直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な専門的見地から、当社の経営に独立性と透明性の高い監視機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、３年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	かわ にし たか お **川西 孝雄** (1948年11月23日生) 再 任 社 外	1972年４月 ㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入行 1999年６月 同行執行役員 2002年１月 ㈱UFJ銀行常務執行役員 2004年５月 同行代表取締役専務執行役員 2006年１月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行)常務取締役 2008年４月 同行副頭取 2010年６月 ㈱ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長 2014年６月 同社代表取締役会長 2015年２月 ㈱ユニリタ社外取締役(現在) 2017年６月 当社取締役(現在) 2017年６月 ㈱ジェーシービー取締役会長(現在) **[重要な兼職の状況]** ㈱ジェーシービー取締役会長 ㈱ユニリタ社外取締役	700株 取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)

【社外取締役候補者とした理由】
会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識、さらには金融機関で培われた専門的な知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、２年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	もり もと くに お **森本 邦夫** (1958年３月３日生) 新 任	1980年４月 当社入社 2002年４月 当社管理サービス本部 購買部長 2008年10月 ㈱モリタ執行役員、生産本部副本部長・技術部長 2011年６月 同社取締役、生産副本部長・生産企画部長・海外事業推進部長 2015年６月 同社常務取締役(現在) 2015年６月 同社生産本部長・商品開発本部長 2016年１月 BRONTO SKYLIFT OY AB Executive Director(現在) 2019年４月 当社常務執行役員、グループ戦略本部長・モリタATIセンター長（現在）	18,800株 取締役会への出席状況 ―

【取締役候補者とした理由】
消防車輌事業で長年にわたり生産部門・技術部門・開発部門の要職を歴任し、2016年からは海外のグループ子会社の経営にも携わり、企業経営に必要な経験と幅広い見識を有していると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
２．磯田光男、川西孝雄の両氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
３．当社と磯田光男、川西孝雄の両氏は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 太田将氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
おおた　まさる **太田　将** (1966年６月８日生) 再　任 社　外	1991年10月　青山監査法人入社 1997年３月　ＰｗＣコンサルティング㈱入社 1999年10月　中央青山監査法人入社 2001年３月　三和キャピタル㈱入社 2002年12月　フェニックス・キャピタル㈱入社 2003年３月　同社取締役 2006年４月　㈱アセントパートナーズ 代表取締役(現在) 2015年６月　当社監査役(現在) 2017年６月　ウェルス・マネジメント㈱社外監査役(現在) **[重要な兼職の状況]** ㈱アセントパートナーズ代表取締役 ウェルス・マネジメント㈱社外監査役	3,200株 取締役会への出席状況 12回/12回 (100%)

【社外監査役候補者とした理由】

コンサルタント機関での豊富な知識と経験を、当社の監査機能に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

（注）１．監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

２．太田将氏は、社外監査役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

３．当社と太田将氏は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年６月29日開催の第83回定時株主総会において年額230百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、役員による長期安定的な株式保有の促進により株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年44,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合や、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
（2）退任または退職時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
（3）譲渡制限の解除
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（4）組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
（5）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

【添付書類】事業報告（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境は改善傾向となるなど緩やかな回復基調が続きましたものの、米中貿易摩擦問題や中国経済の減速など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは３ヵ年の中期経営計画「Morita Advance Plan 1000」の最終年度として、企業価値の向上に向けた諸施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、消防車輌事業が順調に推移した結果、売上高は前期比6,021百万円増加し、91,524百万円（7.0％増）、営業利益は前期比999百万円増加し、9,483百万円（11.8％増）、経常利益は前期比1,074百万円増加し、10,104百万円（11.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比650百万円増加し、6,391百万円（11.3％増）となり、売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益において過去最高を更新いたしました。

売上高
915億24百万円
前期比 7.0％増

営業利益
94億83百万円
前期比 11.8％増

経常利益
101億 4百万円
前期比 11.9％増

親会社株主に帰属する当期純利益
63億91百万円
前期比 11.3％増

セグメント別の概況は次のとおりであります。

消防車輌事業は、中国の制度変更による生産の混乱があったものの、国内外ともに好調に推移したため、前期比では売上高は4,845百万円増加し、54,626百万円(9.7%増)、セグメント利益は727百万円増加し、6,255百万円（13.2%増）となりました。

防災事業は、消火器及びパッケージ型自動消火設備「スプリネックス」等の売上が概ね堅調に推移したため、前期比では売上高は364百万円増加し、21,626百万円(1.7%増)、セグメント利益は15百万円増加し、2,117百万円（0.7%増）となりました。

産業機械事業は、製品の受注・売上が順調に推移したことから、前期比では売上高は582百万円増加し、4,709百万円(14.1%増)、セグメント利益は189百万円増加し、381百万円（98.8%増）となりました。

環境車輌事業は、前連結会計年度の工場移転による生産部門の混乱が解消されたことから、前期比では売上高は229百万円増加し、10,561百万円(2.2%増)、セグメント利益は169百万円増加し、781百万円（27.7%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは2019年4月より新たな中期経営計画「Morita Reborn 2025」をスタートいたしました。

主力事業である、消防・防災分野における先端技術開発を強化し、変化する社会に新たなソリューションを提供することにより、多様化、大規模化する災害から一人でも多くの命を守り、世界の安全・安心な社会に貢献いたします。

新中期経営計画「Morita Reborn 2025」では、グローバルな総合防災ソリューション企業へと飛躍すべく、以下の基本方針を確実に実行してまいります。

基本方針

① 既存事業の収益力強化
② 海外事業・新規事業の育成、拡大
③ 基礎研究力・新商品開発力の強化
④ 革新力を持った人財の育成
⑤ ＣＳＲ活動の推進

経営数値目標

① 営業利益率	12%
② ＲＯＥ（自己資本利益率）	10%
③ ＤＯＥ（株主資本配当率）	2.5%以上を目安
④ 営業利益の過去最高の更新	
⑤ 成長戦略投資枠（M＆Ａ含む）	200億円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の合理化など総額1,495百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

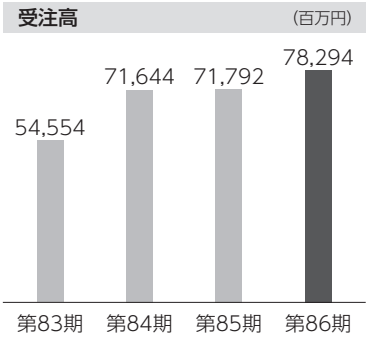
(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

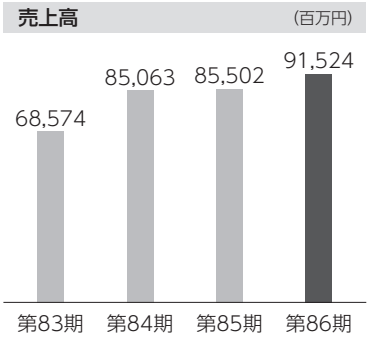
特記すべき事項はありません。

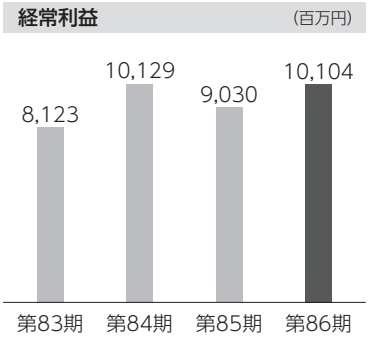
(9) 財産及び損益の状況の推移

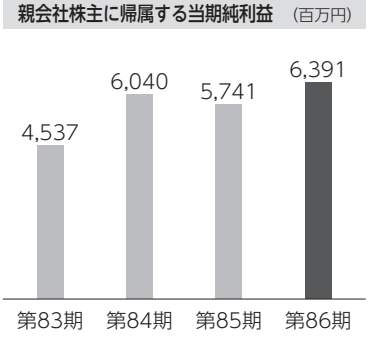
区　分	第83期 (2015/4～2016/3)	第84期 (2016/4～2017/3)	第85期 (2017/4～2018/3)	第86期 (2018/4～2019/3) (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	54,554	71,644	71,792	78,294
売上高 (百万円)	68,574	85,063	85,502	91,524
経常利益 (百万円)	8,123	10,129	9,030	10,104
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,537	6,040	5,741	6,391
1株当たり当期純利益 (円)	100.18	133.52	126.93	141.30
総資産 (百万円)	99,633	105,625	114,434	117,218

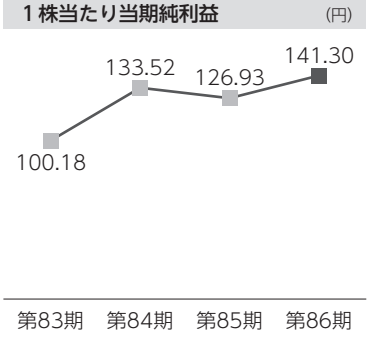
(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日) を当連結会計年度から適用しており、第83期、第84期及び第85期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

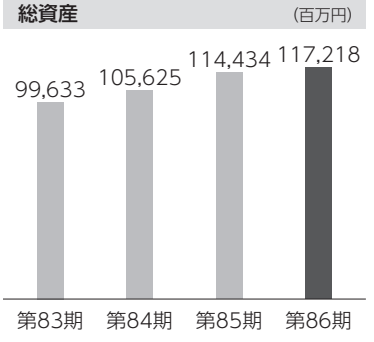












(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モリタ	1,000百万円	100%	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社モリタ環境テック	100百万円	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社モリタエコノス	400百万円	100	環境保全車輌の製造、販売
株式会社モリタテクノス	100百万円	100	消防車のオーバーホール
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,515千ユーロ	100	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社北海道モリタ	30百万円	50	消防車の製造、販売

(注) 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社14社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輌及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主 要 製 品
消防車輌事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輌事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社　　大阪市中央区道修町三丁目６番１号
東京本社　　東京都港区芝五丁目36番７号

(注) 当社は、2019年２月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年３月25日付をもって東京本社を東京都港区西新橋三丁目25番31号から上記へ移転いたしました。

② 子会社

株式会社モリタ

本　　社	兵庫県三田市
東京本社	東京都港区
営業拠点	仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［兵庫県三田市］、福岡支店［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

モリタ宮田工業株式会社

本　　社	東京都江東区
営業拠点	東北営業部［仙台市］、中部営業部［名古屋市］、関西営業部［大阪市］、西日本営業部［福岡市］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市］、栗原工場［宮城県栗原市］、上野事業所［三重県伊賀市］

(注) モリタ宮田工業株式会社の本社は、2018年11月12日付で東京都港区から東京都江東区へ移転いたしました。

株式会社モリタ環境テック

本　　社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市］、西日本営業部［大阪市・名古屋市・福岡市］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	仙台支店［仙台市］、埼玉支店［埼玉県上尾市］、千葉支店［千葉市］、東京支店［東京都江東区］、神奈川支店［横浜市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［大阪府八尾市］、広島支店［広島市］、四国支店［高松市］、福岡支店［福岡県大野城市］
生産拠点	本社工場［兵庫県三田市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市］、中部営業部［名古屋市］、西日本営業部［兵庫県三田市］、福岡営業部［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］、関東工場［千葉県船橋市］

BRONTO SKYLIFT OY AB

本　　社	フィンランド共和国タンペレ市
生産拠点	タンペレ工場［タンペレ市］、ポリ工場［フィンランド共和国ポリ市］

（13）従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,750名	49名減

（14）主要な借入先及び金額

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	2,323 百万円
株式会社三井住友銀行	1,670
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,561

（注）借入先及び借入金残高については、株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローンの残高7,265百万円の一部が含まれております。

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 180,000,000株
(2) 発行済株式の総数 46,918,542株（自己株式1,682,601株を含む）
(3) 株主数 4,621名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	3,265 千株	7.22 %
モリタ取引先持株会	2,175	4.81
株式会社みずほ銀行	2,087	4.62
三井住友信託銀行株式会社	2,082	4.60
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,048	4.53
株式会社三井住友銀行	2,007	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,001	4.42
エア・ウォーター株式会社	1,730	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,501	3.32
JP MORGAN CHASE BANK 385632	888	1.96

（注）持株比率は自己株式（1,682,601株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	中　島　正　博	㈱モリタ　代表取締役会長 ㈱モリタ環境テック　代表取締役会長 ㈱モリタエコノス　代表取締役会長 ㈱モリタテクノス　代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車㈱　社外監査役
代表取締役社長	尾　形　和　美	㈱モリタ　代表取締役社長
取締役副社長	前　畠　幸　広	モリタ宮田工業㈱　代表取締役会長
取締役	金　岡　真　一	グループコーポレート本部長
取締役	磯　田　光　男	弁護士法人三宅法律事務所パートナー ㈱長谷工コーポレーション　社外監査役
取締役	川　西　孝　雄	㈱ジェーシービー　取締役会長 ㈱ユニリタ　社外取締役
常勤監査役	浅　田　栄　治	
常勤監査役	宮　崎　敦　志	
監査役	太　田　　将	㈱アセントパートナーズ　代表取締役 ウェルス・マネジメント㈱　社外監査役
監査役	西　村　捷　三	西村法律会計事務所　所長

(注) 1．磯田光男、川西孝雄の両氏は、社外取締役であります。
2．宮崎敦志、太田将、西村捷三の３氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役　宮崎敦志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役　西村捷三氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．社外取締役　磯田光男、川西孝雄の両氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7．社外監査役　太田将、西村捷三の両氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8．当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取　締　役　金　岡　真　一（2018年６月22日）
常勤監査役　宮　崎　敦　志（2018年６月22日）
監　査　役　西　村　捷　三（2018年６月22日）
(2) 退任
常勤監査役　高　野　祐　介（2018年６月22日　任期満了）
常勤監査役　佐々木　　純（2018年６月22日　辞任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 磯田光男、川西孝雄の両氏と監査役 太田将、西村捷三の両氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	６名	109百万円（うち社外取締役	２名 18百万円）
監査役	６名	39百万円（うち社外監査役	４名 23百万円）

（注）報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額41百万円（取締役４名に対して41百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	磯田光男	当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。
取締役	川西孝雄	当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
監査役	宮崎敦志	昨年６月に監査役に就任した後に開催の取締役会10回及び監査役会11回全てに出席し、主に金融機関での豊富な経験から、必要な発言を行っております。
監査役	太田 将	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回全てに出席し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。
監査役	西村捷三	昨年６月に監査役に就任した後に開催の取締役会10回及び監査役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	34百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬	１百万円

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
２．当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識基準の適用に関する影響度調査業務を委託しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正に行うため、実効性のある内部統制システムの構築・運用に努める。当社グループは、「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業や投資にかかわるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社においては取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について決議している。
(ロ)当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月１回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の担当部門は、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受けている。グループ経営会議において、グループ各社の経営計画・年度予算、経営の重要事項についての報告・討議を行い、グループ各社と連携を図りながら、業務の適正を確保している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

　監査役の職務執行を補助する使用人を選任し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっている。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)前号の使用人の人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ロ)監査役の職務を補助する前号の使用人に対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑧　当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、定期的に開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。
(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。
(ニ)代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに関する取組みとして、当社及び子会社の役員・管理職を対象とした研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めている。また、当社グループの事業や投資に関わるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

② 職務執行の効率性確保

職務の執行が効率的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会を当事業年度は12回開催した。また、当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月１回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

③ 監査役監査の実効性確保について

監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めている。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催している。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、第１項の企業理念のとおり、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としております。この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、前期より普通配当として８円増配の１株当たり34円を実施させていただきます。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、定款に従い、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができることとしております。

さらに、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得につきましても弾力的に実施してまいります。

また、当社は2019年４月より新たに中期経営計画「Morita Reborn 2025」を策定し、このなかで上記基本方針に加え、「DOE（株主資本配当率）2.5％以上を目安とする」という基準を設定いたしました。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**62,344**	**流動負債**	**33,191**
現金及び預金	13,326	支払手形及び買掛金	10,078
受取手形及び売掛金	28,181	電子記録債務	10,688
電子記録債権	1,599	短期借入金	1,124
たな卸資産	17,581	１年内返済予定の長期借入金	816
その他	1,925	未払金	1,320
貸倒引当金	△269	未払法人税等	2,596
固定資産	**54,873**	未払消費税等	426
有形固定資産	**34,581**	賞与引当金	1,235
建物及び構築物	11,272	役員賞与引当金	162
機械装置及び運搬具	3,398	製品保証引当金	488
土地	19,564	その他	4,253
建設仮勘定	36	**固定負債**	**16,418**
その他	308	長期借入金	7,948
無形固定資産	**4,251**	繰延税金負債	3,232
のれん	3,103	退職給付に係る負債	3,790
商標権	554	役員退職慰労引当金	136
ソフトウエア	398	再評価に係る繰延税金負債	520
ソフトウエア仮勘定	22	その他	790
その他	173	**負債合計**	**49,610**
投資その他の資産	**16,040**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	11,473	**株主資本**	**65,357**
退職給付に係る資産	1,110	**資本金**	**4,746**
繰延税金資産	1,327	**資本剰余金**	**4,331**
その他	2,682	**利益剰余金**	**57,782**
貸倒引当金	△553	**自己株式**	**△1,502**
		その他の包括利益累計額	**1,181**
		その他有価証券評価差額金	4,283
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	△2,656
		為替換算調整勘定	△212
		退職給付に係る調整累計額	△230
		非支配株主持分	**1,068**
		純資産合計	**67,607**
資産合計	**117,218**	**負債純資産合計**	**117,218**

連結損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**91,524**
売上原価		**67,858**
売上総利益		**23,665**
販売費及び一般管理費		**14,181**
営業利益		**9,483**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	203	
賃貸収入	84	
持分法による投資利益	198	
その他	372	858
営業外費用		
支払利息	70	
為替差損	36	
その他	130	237
経常利益		**10,104**
特別利益		
固定資産売却益	6	
退職給付制度改定益	5	11
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	3	
投資有価証券評価損	1	
事務所移転費用	111	
災害による損失	25	142
税金等調整前当期純利益		**9,974**
法人税、住民税及び事業税	3,463	
法人税等調整額	△19	3,444
当期純利益		**6,529**
非支配株主に帰属する当期純利益		138
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,391**

連結株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日残高	4,746	4,331	52,665	△1,499	60,243
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,311		△1,311
親会社株主に帰属する当期純利益			6,391		6,391
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			37		37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	5,117	△3	5,114
2019年３月31日残高	4,746	4,331	57,782	△1,502	65,357

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年４月１日残高	3,900	△9	△2,619	472	△224	1,520	938	62,701
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,311
親会社株主に帰属する当期純利益								6,391
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								37
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	383	7	△37	△685	△6	△338	129	△208
連結会計年度中の変動額合計	383	7	△37	△685	△6	△338	129	4,906
2019年３月31日残高	4,283	△1	△2,656	△212	△230	1,181	1,068	67,607

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社……14社

株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY AB、株式会社北海道モリタ、その他７社

（2）主要な非連結子会社名

康鴻森田（香港）有限公司

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数……３社

株式会社ミヤタサイクル、株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司

（2）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司、その他４社

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

4．持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司については、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社４社の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異は３か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

6．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
原材料……主として移動平均法
貯蔵品……最終仕入原価法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
④ 製品保証引当金
販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。
・上記の要件を満たさない場合
工事完成基準によっております。
・決算日における工事進捗度の見積方法
工事進行基準における原価比例法
② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息
ヘッジ方針
当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。
ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、投資その他の資産「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜表示方法の変更＞
連結貸借対照表
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

＜追加情報＞
退職給付制度の移行
当社及び一部の連結子会社は、2018年６月１日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。
本移行に伴い当連結会計年度において、特別利益として退職給付制度改定益５百万円を計上しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞
１．有形固定資産の減価償却累計額　27,799百万円
２．企業立地投資奨励金等による圧縮記帳額　139百万円
３．保証債務
次の会社に対して、債務保証を行っております。
履行保証等
康鴻森田（香港）有限公司　33百万円
４．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
・再評価を行った年月…2002年３月31日
・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
…579百万円
５．期末日満期手形
期末日満期手形の処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が残高に含まれております。
受取手形　228百万円
支払手形　203百万円

連結計算書類

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　　46,918,542株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月27日取締役会	普通株式	633	14.00	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年10月31日取締役会	普通株式	678	15.00	2018年9月30日	2018年12月3日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日取締役会	普通株式	利益剰余金	859	19.00	2019年3月31日	2019年5月31日

<金融商品に関する注記>

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資資金及び企業買収資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊1)	時価(＊1)	差額
(1) 現金及び預金	13,326	13,326	－
(2) 受取手形及び売掛金	28,181	28,163	△18
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	11,124	11,124	－
(4) 支払手形及び買掛金	(10,078)	(10,078)	－
(5) 電子記録債務	(10,688)	(10,688)	－
(6) 短期借入金	(1,124)	(1,124)	－
(7) 長期借入金(＊2)	(8,765)	(8,765)	△0
(8) デリバティブ取引	(2)	(2)	－

(＊1) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
(＊2) １年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。
(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券
投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
(8) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております(上記（2）、(4）参照)。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2019年3月31日
非上場株式	45
非連結子会社株式及び関連会社株式	304

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

＜賃貸等不動産に関する注記＞
重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞
１．１株当たり純資産額　1,470円94銭
２．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　141円30銭

＜重要な後発事象に関する注記＞
該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**14,929**	**流動負債**	**8,755**
現金及び預金	8,124	電子記録債務	28
前払費用	14	１年内返済予定の長期借入金	816
短期貸付金	5,640	未払金	347
未収法人税等	669	未払費用	24
その他	481	未払法人税等	74
固定資産	**50,420**	未払消費税等	53
有形固定資産	**24,673**	預り金	7,270
建物	8,589	賞与引当金	98
構築物	578	役員賞与引当金	41
機械装置	687	その他	0
工具、器具及び備品	91	**固定負債**	**9,787**
土地	14,713	長期借入金	7,948
建設仮勘定	11	預り保証金	133
その他	0	繰延税金負債	972
無形固定資産	**128**	退職給付引当金	197
ソフトウエア	103	再評価に係る繰延税金負債	520
ソフトウエア仮勘定	11	その他	14
その他	13	**負債合計**	**18,543**
投資その他の資産	**25,618**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	5,866	**株主資本**	**47,829**
関係会社株式	19,201	**資本金**	**4,746**
前払年金費用	117	**資本剰余金**	**4,331**
その他	432	資本準備金	1,638
		その他資本剰余金	2,692
		利益剰余金	**40,320**
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	39,085
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,245
		別途積立金	32,039
		繰越利益剰余金	4,801
		自己株式	**△1,569**
		評価・換算差額等	**△1,023**
		その他有価証券評価差額金	1,633
		土地再評価差額金	△2,656
		純資産合計	**46,806**
資産合計	**65,349**	**負債純資産合計**	**65,349**

損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**7,269**
営業費用		**2,869**
営業利益		**4,400**
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	143	
貸倒引当金戻入額	64	
その他	193	452
営業外費用		
支払利息	63	
為替差損	28	
その他	61	153
経常利益		**4,698**
特別利益		
退職給付制度改定益	24	24
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	0	
事務所移転費用	44	44
税引前当期純利益		**4,679**
法人税、住民税及び事業税	204	
法人税等調整額	134	338
当期純利益		**4,340**

株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年４月１日残高	4,746	1,638	2,692	4,331	1,234	1,000	1,255	28,539	5,225	37,254
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△1,311	△1,311
当期純利益									4,340	4,340
固定資産圧縮積立金の取崩							△9		9	－
別途積立金の積立								3,500	△3,500	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
土地再評価差額金の取崩									37	37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	△9	3,500	△424	3,065
2019年３月31日残高	4,746	1,638	2,692	4,331	1,234	1,000	1,245	32,039	4,801	40,320

計算書類

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年４月１日残高	△1,565	44,766	1,808	△2,619	△810	43,955
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,311				△1,311
当期純利益		4,340				4,340
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	0	0				0
土地再評価差額金の取崩		37				37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△175	△37	△212	△212
事業年度中の変動額合計	△3	3,063	△175	△37	△212	2,850
2019年３月31日残高	△1,569	47,829	1,633	△2,656	△1,023	46,806

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において、一般債権については貸倒実績率がゼロのため、貸倒引当金の繰入を行っておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

7．消費税等の処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜表示方法の変更＞
貸借対照表
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

＜追加情報＞
退職給付制度の移行
2018年６月１日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。
本移行に伴い当事業年度において、特別利益として退職給付制度改定益24百万円を計上しております。

計算書類

＜貸借対照表に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　11,699百万円

2．保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

履行保証等

BRONTO SKYLIFT OY AB	1,146百万円
康鴻森田（香港）有限公司	33百万円

3．関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	6,018百万円
短期金銭債務	7,183百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……2002年３月31日

・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
……579百万円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業収益	7,269百万円
営業費用	26百万円
営業取引以外の取引高	83百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　1,682,601株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	29百万円
退職給付引当金	148
役員退職慰労引当金（長期未払金）	4
償却限度超過額	53
投資有価証券評価損	56
会員権評価損	14
関係会社株式評価損	71
減損損失	339
土地再評価に係る繰延税金資産	1,173
その他	43
繰延税金資産小計	1,934
評価性引当額	△1,596
繰延税金資産合計	337

(繰延税金負債)

前払年金費用	△36
その他有価証券評価差額金	△719
固定資産圧縮積立金	△548
土地再評価に係る繰延税金負債	△520
その他	△6
繰延税金負債合計	△1,831
繰延税金資産の純額	△1,493

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	44百万円
1年超	982百万円
合計	1,026百万円

計算書類

＜関連当事者との取引に関する注記＞

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱モリタ	兵庫県三田市	1,000	消防車の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	経営指導料	1,089	未収入金	98
							不動産賃貸収入	547	未収入金	49
							資金の受入	1,600	預り金	2,000
							利息の支払	1	—	—
	モリタ宮田工業㈱	東京都江東区	100	消火器、消火設備等の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の貸付	△500	短期貸付金	4,490
							利息の受取	27	—	—
	㈱モリタ環境テック	千葉県船橋市	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	600	預り金	1,400
							利息の支払	3	—	—
	㈱モリタテクノス	兵庫県三田市	100	消防車のオーバーホール	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	△200	預り金	1,600
							利息の支払	5	—	—
	㈱モリタエコノス	兵庫県三田市	400	環境保全車輌の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	400	預り金	700
							利息の支払	1	—	—
	BRONTO SKYLIFT OY AB	フィンランド共和国タンペレ市	1,515千ユーロ	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売	(所有)直接100.0	経営指導、資金貸借関係、債務保証、役員の兼任	債務保証	1,146	—	—

(注) 1．取引金額については消費税等を除いて表示しており、期末残高については消費税等を含めて表示しております。

2．取引条件及び取引条件の決定方法等

・経営指導料につきましては、当社より提示した料率に基づいた金額を契約により決定しております。

・不動産賃貸収入につきましては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

・資金の貸付・受入につきましては、短期での反復取引のため、取引金額は前事業年度末時点との差引金額を表示しております。また、金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3．BRONTO SKYLIFT OY ABの履行保証等について、債務保証を行っております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

１．１株当たり純資産額	1,034円71銭
２．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	95円95銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

株式会社 モリタホールディングス
　取 締 役 会　　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森 内 茂 之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柳　承 煥　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2018年４月１日から2019年３月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役　浅田栄治㊞

常勤監査役（社外監査役）　宮崎敦志㊞

監査役（社外監査役）　太田将㊞

監査役（社外監査役）　西村捷三㊞

以　上

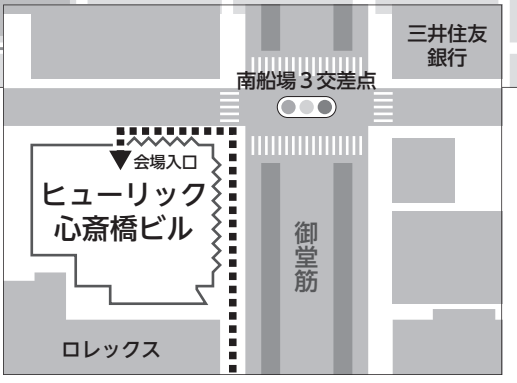
MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

ヒューリック心斎橋ビル３階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
大阪市中央区南船場４－３－２





交通のご案内

Osaka Metro 御堂筋線・長堀鶴見緑地線
「心斎橋駅」３号出口から徒歩約２分

会場入口は「南船場３」交差点から西に約20m進んだ所にございます。

※当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。

株式会社モリタホールディングス
https://www.morita119.com/

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。